

# 座談会

## 「新しい四半期開示への期待」

### I はじめに

**高橋** 企業会計基準委員会（ASBJ）の専門研究員の高橋です。ASBJのスタッフとして今回の公開草案の作成に携わりました関係で、本日の司会進行を務めさせていただきます。よろしくお願いたします。

まず、この座談会にご出席いただく皆様のご紹介をしたいと思います。社団法人日本経済団体連合会経済基盤本部主幹の小畑さんは、財務諸表作成者である企業から四半期財務諸表について多数の要望を受けていらっしゃいました。本日は、財務諸表作成者の視点からご意見を頂戴したいと思います。

社団法人日本証券アナリスト協会教育第一企画部長の貝増さんは、ASBJのアドバイザー・ボディである基準諮問会議の委員でもいらっしゃいます。本日は、財務諸表利用者の視点からご意見を頂戴したいと思います。

早稲田大学大学院ファイナンス研究科教授の須田さんは、基準諮問会議の委員であるとともに、四半期会計基準開発時に専門委員として検討に加わっていただきました。また、四半期財務諸表の有用性に関する実証性研究も行っていらっしゃいます。本日は、学識経験者の視点からご意見を頂戴したいと思います。

ASBJ副委員長の新井さんは、四半期会計基準委員会の専門委員長でもあり、今回の公開草案を取りまとめました。本日は、公開草案までの検討内容の説明も含め、議論に加わっていただきたいと思います。

それでは、早速、新井さんから公開草案を公表するに至った経緯について、簡単にご説明をお願いしたいと思います。

**新井** 四半期会計基準を見直しするに当たった経緯について、簡単にご説明します。ご承知のとおり、上場会社等を対象とする四半期報告制度は平成20年4月1日から導入され、2年経過しましたが、財務諸表作成者から、半期報告制度を採用している欧州諸国等と比較して、作成負担が過重であり見直すべきであるという意見が昨年春ごろから寄せられてきました。

また、平成22年6月に閣議決定されました新成長戦略で、我が国の企業、産業の成長を支える金融等の観点から、「四半期報告の大幅な簡素化」が盛り込まれました。

こうした背景を踏まえまして、財務会計基準機構（FASF）の基準諮問会議が、特に第1四半期及び第3四半期については、大幅な簡素化が必要であるとの意見も考慮して、四半期会計基準等を見直すことが適当であるという提言を、昨年8月にASBJに行いました。

ASBJとしては、基準諮問会議からの提言の

趣旨を踏まえまして、四半期報告制度導入から2年経過したことによる適用状況のレビューという視点も加味して、財務利用者、財務諸表作成者、監査人等から幅広くご意見を伺いつつ、昨年9月から審議を進めました。そして、昨年末に公開草案の公表に至ったという状況です。

**高橋** ありがとうございます。それでは、四半期報告制度に対する産業界の問題意識というものについて、小畑さんにお伺いしたいと思います。

**小畑** 四半期開示にとどまらずに、我が国の会計制度はここ数年、コンバージェンスの観点から、毎年毎年、多くの会計基準が導入されてきました。同時に内部統制報告というのもできたということで、非常に多くの改革が一遍に進んでいるということです。この状況に加え、今後、国際財務報告基準（IFRS）の強制適用も念頭に置きながら対応していくということで、会社の経理部門というのは非常にすることがたくさんある状態です。そういう中で、この四半期開示というのは、その期を閉めてから45日以内に財務情報、非財務情報を出さないといけないという、限られた期間の中で集中的に準備をするということになりますので、企業の経理部門は、非常に疲弊しているということがあると思います。それに伴って、新しいものに対応する余力がなくなってきています。

そういうことで、よくよく四半期制度を考えてみたときに、海外の状況はどうかということを見ますと、欧州では半期報告制度しかないという状況もあるということで、やはり欧州各国と比較しても過剰なところがあるのではないかと問題意識があったということです。

もう少し深く考えてみますと、我が国の四半期制度を導入した際、アメリカで採用されているということもあって導入したかと思いますが、もともと日本にある半期報告制度の考え方をそのまま四半期に持ってきた感が少しあります。



(社)日本経済団体連合会経済基盤本部 主幹  
小畑 良晴氏

やはり半期というのは年度の真ん中ということで、年度情報に準じたものをきちっと出すという性格が強いのですが、それに比べて四半期というのは、その年度を通したものに対して、四半期ごとにどこまで達成したかというのを速報で出すというところに主眼があるのではないかとということで、そもそも制度趣旨が大分違ったものであったのではないかと思います。そういうことから、今回、抜本的な見直しの提案をしていただいたというのは非常に良かったと思っています。

**高橋** ありがとうございます。

それでは、貝増さんに財務諸表利用者のお立場から、まず四半期報告制度の導入の意義についてご意見をお伺いしたいと思います。

**貝増** 四半期報告というのは、アナリストをはじめとする財務諸表の利用者にとっては、一言で言うならば定点観測ができる材料です。この意義は非常に大きいと思います。

アナリストは、四半期開示を見て、この3か月間に会社の財政状態、損益、資金収支といったものにどのような変化があったかということをもまず認識します。そして、その認識したものをベースに、自分の業績予想をつくり直します。

そのためには非常に重要な材料です。したがって、四半期開示に関しては、この3か月間に起きた大きな変化は絶対に知っておきたい、こういったニーズが非常に強くあります。

反面、小畑さんもおっしゃっていたように、半期報告をそのまま持ってきたという側面もありますから、本決算からほとんど変化のない項目とか、四半期報告書の他の場所を見ればわかるような情報、あるいは他の情報源からも入手可能な情報が結構含まれておまして、こういったものは整理しても問題ないのではないかと思います。

ただ、総論はそうなりますが、各論に入っていくと、例えば産業によって3か月間の変化が非常に大きな産業もあれば、あまりそれぞれの四半期の業績が変動しない産業もあります。業種や企業によってアナリストの考え方も相当な違いがあり、一律の大幅な簡素化は難しいのではないかというのが素直な実感でした。

**高橋** ありがとうございます。

それでは、須田先生からは、実証分析の観点から、四半期開示の有用性についてご意見を頂戴できればと思います。

**須田** 私は、四半期会計基準専門委員会で新井さんと一緒に当初の基準づくりに関与し、随分苦労したという記憶がございます。皆様のご努力の結果、非常に質の高い会計基準ができたのではないかと自負しておりました。その意味で、そこからまた見直しを始めるというのは、いささか残念な気がするわけでございますが、先ほど小畑さんからご発言がありましたように、実務の負担が過重であるということは政策論議として十分考慮すべきことであろうと思っております。幾つか実証研究をしている関係で

指摘したいことがございますので、お時間をいただきたいと思います。

第1点は、このたびの見直しについて、ヨーロッパ諸国の企業と比べて日本の企業は、IFRSの導入を視野に入れると、ディスクロージャーについてオーバーロードじゃないかというご意見でございます。しかし、ヨーロッパ諸国の企業も四半期報告書の開示を強制している国が複数ございます。この点について、もしかすると誤解があるかもしれませんので、そのことをまず申し上げたいと思います。

*European Accounting Review*に掲載されましたポルトガルの研究者たちによる論文の中で、上場会社に四半期財務報告書の開示を求めている（法定開示が実施されている）国として、オーストリア、フィンランド、イタリア、ポルトガル、スペイン、スウェーデンがあると述べられています。また、ディスクロージャーにおける主たる財務諸表は中間財務諸表と年次財務諸表であるが、四半期の財務情報を要約して開示することを求めている国として、デンマーク、フランス、ドイツ、イタリアが挙げられています。

オランダの研究者たちによる論文<sup>i</sup>では、*Worldscope*のデータベースに収録されている企業の中で、2002年から2007年にかけて四半期の税引前当期純利益を開示している企業の割合を調べています。その結果、デンマークでは全体の72.8%、オランダでは35.4%、英国では4.4%の企業が四半期の税引前当期純利益を開示していることがわかりました。

このように、ヨーロッパ諸国の中で多くの企業が四半期ベースのディスクロージャーをしているということをご理解いただきたいと思います。

i Alves, C.F. and F.T. Dos Santos, "Do First and Third Quarter Unaudited Financial Reports Matter? The Portuguese Case," *European Accounting Review*, 2008, Vol.17, No.2, pp.361-392.

ii Cuipers, R., and E. Peek, "Reporting Frequency, Information Precision and Private Information Acquisition," *Journal of Business Finance & Accounting*, 2010, Vol.37, No.1-2, pp.27-59.

す。

第2点は、ヨーロッパ諸国、米国、および日本で開示されている四半期財務情報は、いずれも証券市場に有用な情報を提供していると考えられるということです。先ほどご説明したポルトガルの研究者たちの論文では、ポルトガルの企業が開示した四半期財務報告書と異常株価変動及び異常株式取引高の関係を分析し、その結果、(1)第1及び第3四半期の財務報告書の開示は証券市場に新情報を提供した、(2)四半期財務報告書の強制開示後に中間財務報告書の増分情報内容は減少した、(3)監査済みの財務報告書は無監査のものよりも株価関連性が強いという証拠を提示しています。

また、先ほどご説明したオランダの研究者たちの論文では、デンマークとオランダ及び英国の企業が開示した四半期税引前当期純利益とビッド・アスク・スプレッド及び株式取引高などの関係を調べ、その結果、(1)四半期利益を開示した企業のビッド・アスク・スプレッドは半期利益のみを開示した企業よりも小さい、(2)四半期利益を開示した企業の株式取引高は半期利益のみを開示した企業よりも大きいという証拠を得ました。彼らは、四半期利益の開示により投資家における情報の非対称性が縮小し、株式の流動性が増加したと解釈しています。

日本企業に関する実証分析では、久保田敬一氏と竹原均氏及び私が2010年に発表した論文があります。<sup>iii</sup>この研究は、投資家における情報の非対称性の尺度としてPIN(株式取引の中で私的情報に基づいてなされた割合)を使用し、さらに(情報リスクから独立した)株式流動性の尺度としてPSOS(Probability of Symmetric Order-flow Shocks)を用いています。分析対象となるサンプルは、(1)東証に株式を上場してい

る3月決算企業、(2)東証が提供するティックデータと取引高データが2002年第2四半期から2008年第1四半期について入手可能な企業です。分析の結果、(1)東証のルールに従って開示された四半期財務情報は投資家における情報の非対称性を縮小させた、(2)四半期財務情報の開示は株式流動性を増加させた、(3)四半期財務情報の開示内容が充実する(「四半期業績の概況」から「四半期財務・業績の概況」そして「四半期決算短信」に移る)につれて、情報の非対称性は縮小し、株式流動性が増加したという証拠を得ています。

米国企業が開示した四半期財務情報の有用性は1970年代から分析されており、それらの分析方法と結果については、私が本誌第15号(2006年12月)に寄稿した「四半期財務情報の有用性と問題点」をご参照いただければ幸いです。

**新井** 欧州の状況についての事実認識に多少の違いがみられますので、少し整理させていただきますと、ECは2005年頃にEU加盟国に四半期報告制度を導入するかどうか検討しましたが最終段階で見送られ、今日に至っています。したがって、現時点では、四半期情報の開示の有無は、その開示内容も含め、各国及び各証券取引所での対応により異なっていると理解しております。

## II 四半期財務諸表の範囲の見直し

**高橋** では、公開草案の具体的な提案内容に移りたいと思います。今回の公開草案のポイントは3つ挙げられます。まず第1のポイントは、四半期キャッシュ・フロー計算書は、期首

<sup>iii</sup> Kubota, K., K. Suda, and H. Takehara, "Impact of Quarterly Disclosure on Information Asymmetry: Evidence from Tokyo Stock Exchange Firms," Working Paper presented at the 2010 American Accounting Association Meeting.

からの累計期間に係る減価償却費及びのれんの償却額を注記することを前提に、第1四半期及び第3四半期においては開示を省略することができることを提案しています。第2のポイントですが、四半期の損益計算書は、期首からの累計期間の情報のみ開示を求めることを基本としますが、期首からの累計期間とあわせて四半期会計期間、つまり3か月情報の任意での開示も認める提案としています。次に第3のポイントですが、注記事項についても、財務諸表作成者の負担軽減と財務諸表利用者の情報ニーズを勘案して、注記項目の削除を含む記載内容の大幅な簡素化を提案しています。

まず、四半期財務諸表の範囲についてですが、現行の四半期財務諸表は、四半期貸借対照表、四半期損益計算書並びに四半期キャッシュ・フロー計算書から構成されていますが、今回の公開草案では、第1四半期及び第3四半期において、四半期キャッシュ・フロー計算書の開示を省略できることとしています。これは、四半期財務諸表の範囲の見直しと考えてよろしいのでしょうか。

**新井** 四半期キャッシュ・フロー計算書について、第1四半期、第3四半期について省略することができる提案としましたが、まず、四半期会計基準上、四半期財務諸表は、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、並びに四半期キャッシュ・フロー計算書の3つから基本財務諸表は構成されているという整理です。

その上で、四半期キャッシュ・フロー計算書につきましては、実務上、四半期貸借対照表や四半期損益計算書を作成した上で作成をするという手続がほとんどであると聞いています。45日以内での開示という開示の迅速性の確保のため、財務諸表を作成する担当者の作業工数との関係で、先ほど小畑さんから経理部門は休む暇がないというようなお話もございましたけれども、非常に大きな負担になっているという意見

が寄せられています。

そこで、財務諸表作成者の負担にも配慮をし、一方で利用者サイドの意見も踏まえて今回省略することができるように提案をしています。実際、ヨーロッパでは、例えば、イギリスやフランスにおいては、四半期での財務諸表の開示というのは制度上求められておらず、ドイツにおいても、ダックス指数等の構成銘柄で構成されているプライムスタンダードに属する会社においてのみ、取引所ルールとして、四半期貸借対照表と四半期損益計算書の開示が求められていますが、四半期キャッシュ・フロー計算書の開示は求められていないということです。こうした状況も踏まえて、今回、第1四半期と第3四半期について開示を省略することができるという方向で提案しています。

ただ、単純に省略するというのではなくて、財務諸表利用者からの情報ニーズとしてキャッシュ・フローの状況のある程度推計するための情報開示は少なくとも行ってもらいたいという意見を踏まえまして、一定の非資金損益項目の開示を求める提案としています。具体的には、有形固定資産及び無形固定資産の減価償却費やのれんの償却額です。これらは、四半期貸借対照表や四半期損益計算書からは把握することが困難であるというご指摘を利用者サイドからいただいておりますので、それらの項目については注記により開示をしていただくという対応案であります。

**高橋** ありがとうございます。

第1四半期と第3四半期キャッシュ・フロー計算書の省略の方向は、財務諸表作成者はどのようにお考えでしょうか。

**小畑** 今回の見直しの中で非常に大きい眼目は、この四半期キャッシュ・フロー計算書だということは間違いなくて、これはもう企業の実務の立場からすれば非常によい改定の提案をしていただいたと非常に評価している部分であ

ります。

B/S、P/Lは一体ですが、キャッシュ・フロー計算書はそこから派生してくるものという位置づけです。B/S、P/Lが確定した後に、さらに追加的な日数をかけ、短い期間の中でそれをつくるのは非常に大変なものであるということです。先ほど、それに加えて、この四半期キャッシュ・フロー計算書の第1四半期と第3四半期を省略するかわりに減価償却やのれんの償却額の注記を求めるといった話がありましたが、こちらについては、企業によってはここも非常に大変だということで、キャッシュ・フローが省略できるという一面、これがあるため、せっかく省略していただいたのにという声もまだあるということは少しつけ加えさせていただければと思います。

**高橋** ありがとうございます。

それでは、貝増さん、財務諸表利用者のお立場からご意見をお伺いしたいと思います。

**貝増** 正直な感想として、第1四半期と第3四半期のキャッシュ・フロー計算書が任意開示になってしまうという提案は、非常に残念です。やはりキャッシュ・フロー計算書というのは、貸借対照表、損益計算書と並ぶ財務諸表の本表ですから、先ほど申し上げた定点観測ということで考えると、資金の状況が見えにくくなる、これは紛れもない事実です。

一方で、損益計算書、貸借対照表がなくなるということに比べれば、影響は少し小さいのかなという気はします。というのは、当協会のディスクロージャー研究会に業種別専門部会というのがございまして、これは業種ごとにディスクロージャーの良し悪し等をいろいろ審査して、1年に1回、私どものディスクロージャー表彰を決めている委員会なのですが、昨年9月にこの委員会の委員を中心にアンケートをして、いろいろな財務諸表の利用度合いを確認しました。

現役の株式アナリストとして今仕事をしてい



(社)日本証券アナリスト協会 教育第一企画部長  
貝増 眞氏

る人たちを対象としたので、かなり生の声が聞けたと思います。その中で四半期財務諸表などについて、「どの程度の簡素化が妥当だと思いますか」と聞いたときに、「絶対簡素化されては困る」という人が四半期貸借対照表については約73%、四半期損益計算書の3か月表示について困ると言った人が67%、累計表示について困ると言った人が62%、四半期キャッシュ・フロー計算書についてなくなったら困るという人は56%でした。したがって、キャッシュ・フロー計算書の省略は、相対的な影響度が小さいということはいえますが、やはり過半数の人が日常業務に支障がある、困ると思っているものです。これが第1四半期と第3四半期で省略可能となってしまうことは非常に残念です。

ただ、その見返りといえますか、省略できる条件として、減価償却費とのれんの償却額の開示が義務づけられる点はあるがたいと思います。これがあれば、それこそアンケートに答えたような現役のセルサイド、バイサイドのアナリストであれば、自分でキャッシュ・フロー計算書のある程度は作ることができると思います。

ただ、そうは言っても、アナリストが自分で

推定して作る数字なので、財務諸表作成者の方が把握しているキャッシュ・フローの数字と食い違いがあり、なかなか議論が噛み合わないというリスクは残ると思います。

**高橋** ありがとうございます。

それでは、須田先生、この点に何かご意見はございますか。

**須田** キャッシュ・フロー計算書につきましても、有用性を分析する研究が内外で蓄積されています。とりわけ、キャッシュ・フロー情報と利益情報における情報内容の比較分析が注目されますが、米国企業が開示したキャッシュ・フロー情報と利益情報に関する増分情報内容と相対情報内容については、私が編著者<sup>iv</sup>となった本の中でも触れていますのでご参照ください。要約しますと、四半期キャッシュ・フロー情報は四半期利益情報を所与としても追加的な情報内容（増分情報内容）があり、一般に相対情報内容はないということが示されています。

日本企業につきましては、渡辺正和氏と私で実証分析<sup>v</sup>を行ったものがあります。サンプル企業は、(1)2001年1月期から2007年12月期に決算を行った東証第1部上場企業、(2)7年間の財務データと株価データが継続して入手可能な企業です。分析の結果、(1)キャッシュ・フロー情報は利益情報を所与としても追加的な情報内容（増分情報内容）がある、(2)当該企業が成長段階と成熟段階にある場合、キャッシュ・フロー情報よりも利益情報のほうが相対情報内容がある、(3)当該企業が衰退段階にある場合、利益情報よりもキャッシュ・フロー情報のほうが相対的に情報内容があるということを示す証拠が得られました。つまり、キャッシュ・フロー情報は利益情報の補完情報になるだけでなく、企業のライフサイクルによってはキャッシュ・フロー

情報が利益の代替情報になり得るということです。

これほど日米で有用性が認められているキャッシュ・フロー計算書について、このたび第1四半期と第3四半期について開示を省略できるという提案がなされましたのは、財務諸表利用者の1人として大変残念に思っています。

**新井** この点は、ASBJでも公開草案の公表直前まで検討したものの1つでして、財務諸表作成者の負担と財務諸表利用者の情報ニーズを総合的に勘案しての提案でございますので、ご理解のほど、よろしく願いいたします。

### III 四半期損益計算書等の開示対象期間の見直し

**高橋** それでは、四半期損益計算書の開示対象期間に話を移したいと思います。

現行の四半期損益計算書の開示対象期間は、期首からの累計期間と四半期会計期間、つまり3か月の両方の情報を開示することとしておりますが、公開草案では期首からの累計期間の情報のみ開示を求めることを基本としています。ただし、期首からの累計期間に加えて、四半期会計期間の情報を任意開示することも認める提案としています。

この点について、新井さんよりご説明をお願いいたします。

**新井** 四半期損益計算書につきましては、現在は、四半期の累計情報と四半期会計期間の情報の両方の開示を求めることとしています。これは、累計情報は業績見通しに対する達成度を把握できる一方、四半期会計期間の情報は収益動向の変化点を把握することができるので有用であるということで設けられたものと理解し

iv 須田編著『ディスクロージャーの戦略と効果』（森山書店）第6章（2004）。

v 須田一幸・渡辺正和「企業のライフサイクルとキャッシュフロー情報の有用性」『産業経理』第70巻第3号59-72頁（2010）。

ています。米国基準や四半期に国際財務報告基準（IFRS）を適用した場合は、累計情報と四半期会計期間の情報ともに開示が求められています。

今回の見直しをするに当たっては、参考人の方々のご意見や市場関係者のヒアリングを踏まえて、かつ、作成者の負担というものも勘案した結果として、累計情報の開示を基本としつつ、あわせて四半期会計期間の情報も任意開示をするという提案としました。

これは、四半期会計期間の情報としての売上高や四半期純利益金額については当四半期の累計情報と直前四半期の累計情報に基づいて差し引き計算することにより財務諸表利用者においても算定可能であることや、冒頭申し上げました期首からの累計期間の情報は年度の業績見通しの進捗度を示す情報としては有用であること、さらには、累計情報のみ開示することとしている四半期キャッシュ・フロー計算書との整合性なども考慮した結果です。

ただし、私どもがいろいろ関係者に話をお伺いした中では、財務諸表作成者の中においても四半期会計期間の情報を重視した形で企業経営を行い、それに基づいて財務諸表利用者に説明をしている会社も存在しています。また、先ほどもアナリスト協会のアンケート結果のご紹介が貝増さんからありましたが、財務諸表利用者からは四半期会計期間の情報がより有用であるというご意見も頂戴をしております、そういう点も総合勘案して今回の提案とさせていただきますというところであります。

**高橋** ありがとうございます。

財務諸表作成者は累計期間のみを開示することを原則とした提案についてどのように評価しているのでしょうか。

**小畑** 現行の制度においては、財務情報としては累計情報と四半期会計期間の情報の両方出すこととなっています。その中で、四半期報

告書における非財務情報の中のMD&Aのところについては四半期会計期間（3か月間）の分析を記述することが求められています。一方、決算短信の中では累計情報に基づいて記述するというので、四半期報告書と決算短信で3か月の情報と累計情報の取扱いが異なるので、財務諸表作成者側としては結局両方つくらなくてはいけないということで、基本はまずこの部分についてどちらかに統一すべきであるという点があったと思います。

その上で、どちらが基本なのかということを見ると、企業経営の視点からしますと、年度業績に対する進捗状況というのを確認していくというのが重要だというのが一般的でありまして、そういうことであれば累積情報に一本化するのが適当なのではないかと思います。今回そういう改正の方向ということで、これは非常に評価できる場所だと感じておるところであります。

**高橋** ありがとうございます。

続いて、貝増さんのほうからご意見を伺いたいと思います。

**貝増** まず、我々も3か月情報と累計情報と両方あるということは、非常に無駄だろうと思っていました。それから、両方あることで作成者の方の負担が大きいのことも理解しておりました。したがって、どちらか1本に絞ることについては、作成者の方々、我々利用者ともに同じ考えだったと思います。

問題は、どちらに絞るかでした。直感的にどちらがわかりやすいかといわれると、要は頭の中で引き算と足し算のどちらがやりやすいかという世界ですが、アメリカが昔から1株当たり利益を3か月情報で表示してきたといったこともあり、財務諸表利用者としては3か月情報という意見が多かったと思います。

特に気をつけていただきたいというか、これは財務諸表作成者の皆さんへのお願いですが、



現状の決算短信でも3か月表示は任意とされていますが、多くの企業は累計だけでなく3か月表示も出しておられます。したがって、累計が基本になっても、ユーザーの使い勝手を考えて、是非3か月情報の開示を数多くの会社が任意で続けてくれることが、財務諸表利用者側としては非常に期待しているところです。

**高橋** ありがとうございます。

それでは、須田先生、四半期損益計算書を累計期間に一本化することをどのように評価されますか。

**須田** 私も貝増さんをご指摘されたように、累計期間の情報と3か月情報の両建てというのはちょっと無駄なところがあり、どちらか一本にするという方向は賛成です。ただ、3か月情報を基本として累計期間の情報を任意開示という選択肢もあったはずですが、なぜそのような選択をしなかったのかということが、どうも釈然といたしません。こちらの方が「実績主義」に馴染むのではないのでしょうか。

もう1つは、実証分析の関係からですが、財務報告の実証分析で累計期間の情報を用いた実証分析というのはありません。実証分析の世界では3か月情報というのが当たり前でして、それがなくなるというのは、海外の研究者やアナリストに「日本は四半期報告を止めた」と思われかねない、という危惧をいただいています。

**新井** なぜ3か月情報を基本にしなかったのかという点については、この辺はいろいろと委員会の中でも検討した結果でございまして、どちらか1つを出すことによって差し引き計算ができるという部分がまず前提にあるということでございます。

業種業態によっても、かなり証券アナリストの意見が分かれているというような状況もあり、財務諸表作成者サイドの意見も踏まえると、累計情報を基本とすることがよいのではないかとということで、今回の提案になったわけで

あります。

また、須田先生からご指摘のあった「実績主義」との関係で補足説明させていただきますと、今回の見直しでは、会計処理について見直しの提案は行っていません。現在、原価差異が操業度等の季節的な変動に起因して発生した場合の繰延処理と税金費用の2項目について四半期特有の会計処理が認められていますが、それ以外は簡便的な処理を除き、年度と基本的には同じ会計処理を採用することとしていますので、「実績主義」を基本とする点に変更はありません。

#### IV 注意事項の見直し

**高橋** それでは、注記事項の簡素化に移りたいと思います。公開草案では、注記事項についても大幅な簡素化の提案を行っています。注記事項自体から削除したもの、注記内容を簡素化したもの、四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針第80項のように例示内容を大幅に見直したものもあります。

そこで、どのようなスタンスに立って今回の簡素化を進められたのか、まず新井さんからご説明をお願いいたします。

**新井** 今回、見直しに当たっての基本的なスタンスですが、我が国では、小畑さんからお話がありましたが、45日以内での開示というのが四半期報告制度の制度上の要請でございますので、開示の迅速性が求められているということを念頭に置いて、参考人の意見や市場関係者のヒアリングの結果も踏まえて、これから申し上げます2つの基本的スタンスをもとに見直しを進めたわけです。

1点目は、現行の四半期会計基準を開発するときの前提と同じですが、四半期財務諸表の利用者は直近の事業年度に係る有価証券報告書を入手することが可能であるということをも前提に

しまして、四半期財務諸表の注記事項の開示の主たる目的は、直前の有価証券報告書の末日後の企業の財政状態の変動や経営成績を理解する上で重要な意味を持つ事象の変化について説明することにあることです。

2点目は、財務諸表利用者が適切な投資意思決定等ができるように、開示要請の強い項目は引き続き注記対象とする方向で検討する一方で、開示ニーズが低い項目は財務諸表作成者の負担にも配慮いたしまして、コスト・ベネフィットの観点から簡素化を図るというものであります。

**高橋** ありがとうございます。

その基本的なスタンスをもとに、各注記事項について委員会で検討が進められましたが、個別具体的にお話を伺っていきたいと思います。

まず、セグメント情報と1株当たり利益の累計情報は、各四半期において開示の必須項目となっていますが、貝増さん、この点についてどのように評価されますか。

**貝増** このセグメント情報は、先ほど申し上げたアナリストのアンケートの中でも、一番利用度が高い項目でした。その意味では、これについては、そのまま温存されたということを非常に喜んでいます。

**高橋** ありがとうございます。続いて、注記事項を検討するに当たって一番時間がかかった点は、四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針第80項にある「企業集団または企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、適切に判断するために重要なその他の事項」の例示項目を、どのように整理するかという点ではなかったかと思います。特に有価証券、デリバティブ取引、金融商品の時価情報の記載の取扱いをどうするのが、公開草案の公表の最後までなかなか方向をまとめることが難しかったのではないかと思います。

この金融商品の時価情報と有価証券とデリバティブ取引の注記については、財務諸表作成者

はどのようなお考えでしょうか。

**小畑** この情報をつくるには非常に手間がかかるということで、負担感も大きいという状況がある一方、通常の事業会社がこの情報で経営がどうかなるということは通常考えられないわけで、情報としてそんなに有用なものなのかと、利用者の方からもほんとは見られているのだろうかという徒労感もあったと思います。今回ASBJにおいて非常によくご検討いただいて、一定の要求を満たす会社、つまり一般的な事業法人については、第1四半期と第3四半期においては開示を省略することができるという、よい知恵を出していただいて、作成者側としては非常に助かるものであったと思います。

**高橋** ありがとうございます。それでは貝増さん、財務諸表利用者のお立場から、どのようにお考えでしょうか。

**貝増** 最初の方で担当する業種や企業によって意見が分かれたという話をしましたが、その1つの象徴がこれです。

まさしく、今小畑さんも言われたように、一般の事業会社を見ているアナリストは、この手の項目はすっと読み飛ばしています。ところが、銀行、保険、証券、ノンバンク、こういった企業を見ている人は、まずここから見ると非常に重要な項目です。利用者の中でもあまりにニーズの分かれた項目であったので、正直、簡素化の過程で一律になくなってしまい、金融関係を担当するアナリストにだけ強い不満が残るような結末になるのかなと思っていましたが、ここは非常に上手な切り分けといえますか、苦勞されたなと思います。今後、IFRSがどんどん入ってくると、プリンシパル・ベースということで、一律にはいかないところも出てくると思います。そういうものの試金石という意味合いでも、これは非常によかったなと思っています。

**高橋** ありがとうございます。新井さん、

会計基準の設定主体としては、この問題をどのようにお考えだったのでしょうか。

**新井** 今回、金融商品の時価情報ですとか、デリバティブですとか、有価証券の注記情報については、財務諸表利用者の情報ニーズと財務諸表作成者の負担を勘案して関係者で知恵を絞った結果としてこのような提案となったわけですが、ASBJとして苦勞した点としては、規定ぶりをどうするかという点もありました。会計基準上は特定の業種を指定するのは好ましくないだろうということで、公開草案の中では、総資産の大部分を金融資産が占め、かつ総負債の大部分を金融負債及び保険契約から生ずる負債が占める企業集団においては、第1四半期、第2四半期、第3四半期開示をしていただくということで、それらに属する会社としては銀行、保険会社、証券会社及びノンバンク等が想定されるという形にした次第です。

**高橋** そのほかにも、大きな議論のあった注記項目はありましたか。

**新井** 日本公認会計士協会の監査委員会報告第77号の「追加情報の注記」の取扱いが1つの争点となりました。監査委員会報告第77号はもともと、年度の財務諸表や中間財務諸表を対象にしたものですが、四半期でも準用する形にしてきました。しかし、そのまま準用するので少し詳細過ぎるというご指摘もありまして、今回の見直しでは、監査委員会報告第77号については、参考にさせていただくことに留め、個々の企業集団又は企業の実態に則して判断することが適当であるという形での対応としています。

## V 見直しが実務に与える影響

**高橋** ありがとうございます。それでは、今回の大幅な四半期会計基準の見直しが、どのように実務に影響を与える、またはインパクト

を与えるとお考えでしょうか。

**小畑** これからの実務をやってみないとわかりませんが、これまで実務の中で非常に負担感のあった項目が、今回多く見直されていると思います。それは会計基準のみならず、非財務情報の開示事項についても相当簡素化が図られるということでもありますから、やはりそれなりに大きな簡素化、負担の軽減につながるのではないかと、期待しています。

**貝増** 先ほどから須田先生もおっしゃっておられますが、やはり懸念しているのは、株式市場で四半期開示の簡素化が開示の後退と受けとめられることです。

その意味で、一番恐れているのは、ルールがこうなったからといって、特に投資家の目に最初に触れる決算短信において、3か月情報、それから第1四半期、第3四半期のキャッシュ・フロー計算書の開示を簡単にやめる会社が増えることです。ルールが変わっても、投資家の求めるものは、今後も開示を続けていただきたい。これが一番重要なポイントだと思います。

**須田** 私は、注記情報の扱い方について、ディスクロージャーの役割分担という視点を設ける必要があるようにと思います。ご存じのよ



早稲田大学大学院ファイナンス研究科 教授

須田 一幸氏

うに、我が国では決算短信が非常に充実しており、また、有価証券報告書があるということで、法定開示と証券取引所のルールに従った開示がいずれも充実しているわけですが、私はディスクロージャーの重複を避け、役割分担をした方が全体として効率的な制度になると思います。

米国企業は、一般に決算が終われば、最初に利益などの主要な会計情報を公表し、次いで株主向けに年次報告書や四半期報告書を開示し、最後に法定開示書類（Form10-K や Form10-Q）を米国証券取引委員会（SEC）に提出します。投資家は EDGAR を通じて法定開示書類を即座に閲覧することができますが、情報としての適時性に欠けるため、法定開示情報のほとんどが株価に織り込み済みとなっている可能性があります。しかし米国で行われた実証分析によれば、法定開示書類の有用性を示す証拠が複数提示されています。それはなぜかという点、注記などの詳細な情報が掲載されているからです。つまり、適時性はなくとも、詳しくて網羅的かつ信頼性の高い情報であれば、証券市場はそれを評価するということです。

このようなことを勘案しますと、我が国でも、(1)決算短信はもっと簡素化し、注記などは大幅に省略して適時開示に傾斜する、(2)法定開示書類では、注記や補足情報などの詳細情報を開示し、かつ情報の信頼性を十分に確保する、といった役割分担を今後考えたほうがよいのではないかと思います。

**新井** その点に関連して、四半期決算短信と四半期報告書のすみ分けという点は、ASBJの審議の中でも出ました。ただ、それは、取引所の開示ルールと法定開示全般にかかわる話でありまして四半期のみのお話ではありませんし、ASBJですべて仕切れる話でもありません。今回の検討対象が四半期報告書の中の四半期財務諸表の見直しでしたので、それにスポットを当てて、関係者の協力のもとに短期間に公開草案



企業会計基準委員会 副委員長

新井 武広氏

の公表までこぎつけたということでもあります。

また、今回の公開草案での提案内容は、四半期会計基準以外の会計基準の中で取り扱われていた四半期の取扱いの部分についても含んでいますが、45日以内での迅速な開示という我が国の制度開示での要請の中で、財務諸表作成者の負担感と財務諸表利用者の情報ニーズとを総合的に勘案してのものでありまして、省略できるものや任意開示できるものについては、個々の会社の実情に応じて対応をしていただきたいという考え方です。したがって、財務諸表作成者とアナリストを中心とした財務諸表利用者が、日ごろのコミュニケーションを通じて、自社の状況を適切に理解していただくにはどういった情報開示がよろしいのか、ご検討いただき、開示を行っていただくということであると考えています。つまり、個々の企業集団又は企業が、事業内容や事業形態を踏まえて、財務諸表利用者の意思決定に有用な情報であれば積極的に開示をしていただきたいということでございまして、定められている部分を上回る開示を妨げるものではない、そのようにご理解いただければと思います。

## VI おわりに

**高橋** ありがとうございます。公開草案によせられたコメントは、現在分析中です。3月の基準化に向けて、なお検討すべき事項も残っていると思いますが、留意すべき事項や、今後の課題についてございましたら、お願いします。

**新井** 先ほど申し上げたことに尽きるのですが、あと1点だけ申し上げたい点は、今回の四半期の会計基準の見直しというのは、いわゆる会計基準のコンバージェンスという観点よりも、45日以内での開示という、我が国の制度開示の中で、財務諸表作成者の負担感というものと、利用者サイドの情報ニーズという点を、いかに均衡点を見つけ出すかという観点での作業であったという点を申し添えたいと思います。

**小畑** 新井さんがおっしゃったように、今回の見直しというのはそういう趣旨だったと思いますが、いずれ将来、日本がIFRSを導入するとか、そういうことになった場合には、開示すべき事項が、今とは大分変わってくると思います。四半期なのか半期なのかということは、再度よく考える必要が出てくるのではないかと考えます。そのときにはもう一度、制度の根本からよく考えていくことが必要ではないかと思っています。

**貝増** もう大体申し上げたいことは言いましたので、ただ1つ、制度が変わった場合、ユーザーニーズのあるものは、財務諸表作成者の方に「制度上、任意開示になったからもう開示しないよ」ということだけは言ってほしくないなということです。多分、財務諸表作成者の方からは、「せっかく任意開示になったのに」と言われるかもしれませんが、アナリストが「欲しい」と言っている数字は、他の財務諸表利用者も必要だと思っている項目であるということだけは、よく理解していただきたいと思います。

**須田** 先ほど新井さんからのご発言もありましたように、今回の見直し案というのは、最低限のディスクロージャーということを想定したものであり、それを上回るような任意開示がなされることを私も願っています。

拙著の『ディスクロージャーの戦略と効果』という本で分析をした結果によれば、ディスクロージャーの充実している企業の資本コストは、他の企業よりも統計的に有意には小さいということが示されました。すなわちディスクロージャーの優劣は、資本コストひいては企業価値を左右するということになります。企業の方々には、そのような事実を直視していただきまして、積極的そして戦略的なディスクロージャーをすることを願っている次第でございます。

**高橋** ありがとうございます。示唆に富む多くのご意見を伺うことができ、非常に有意義な座談会ができたと思います。本日はお忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。これをもって終了したいと思います。



企業会計基準委員会 専門研究員

高橋 由彦氏